

議 案 名	富士見市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
制 定 趣 旨	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等を改正するものです。</p>
制 定 内 容	<p>今回の法律の改正は、手続きの合理化や審査結果の責任の所在の明確化を目的として改正されるものです。</p> <p>現行では、長期優良住宅の認定申請者は認定申請の前に、登録住宅性能評価機関へ長期優良住宅の技術的審査と住宅性能表示の性能評価による審査の2つの申請が必要です。</p> <p>改正後は、住宅性能表示の性能評価による審査の申請と併せて住宅の構造及び設備が長期使用構造等の審査が行われ、1つの申請になるとともに、確認書若しくは住宅性能評価書が添付された長期優良住宅の認定申請については、長期使用構造等に係る基準に適合しているものとみなし、行政での審査が省略されます。</p> <p>また、住宅の規模や維持保全計画の項目については、行政が審査を行うこととなり、新たな審査項目として災害配慮基準に関する審査項目が追加されます。</p> <p>これを踏まえて、手数料を改めます。(別表62、63、64、65、66の項)</p>
施 行 日 等	<p>令和4年2月20日</p> <p>改正後の規定は、施行の日以降にされる申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については従前の例によります。</p>

富士見市手数料条例（平成12年条例第3号）新旧対照表

新		旧	
別表（第2条関係） 1～60（略）		別表（第2条関係） 1～60（略）	
61	削除	61	<p><u>長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（同法第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合の審査に限る。）</u></p> <p><u>ア 一戸建ての住宅</u></p> <p><u>（ア） 新築の場合</u> 1件につき 6,000円</p> <p><u>（イ） 増築又は改築の場合</u> 1件につき 10,000円</p> <p><u>イ 床面積の合計が500平方メートル以下の共同住宅等</u></p> <p><u>（ア） 新築の場合</u> 1件につき 13,000円（当該共同住宅等に係る長期優良住宅建築等計画の認定について同時に複数の住戸の申請がされた場合のそれぞれの申請に係る手数料は、13,000円を当該住戸の合計数で除して得た額。ただし、その額に100円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とする。）</p> <p><u>（イ） 増築又は改築の場合</u> 1件につき 21,000円（当該共同住宅等に係る長期優良住宅</p>

					<u>建築等計画の認定について同時に複数の住戸の申請がされた場合のそれぞれの申請に係る手数料は、21,000円を当該住戸の合計数で除して得た額。ただし、その額に100円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とする。)</u>
62	長期優良住宅の普及の促進に関する法律 <u>(平成20年法律第87号)</u> 第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査 (住宅の品質確保の促進等に関する法律 (平成11年法律第81号) <u>第6条の2第3項の確認書若しくは同条第4項の住宅性能評価書 (いずれも長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合しているものに限る。)</u> 又はこれらの写しが提出された場合の審査に限る。)			長期優良住宅の普及の促進に関する法律 第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査 (住宅の品質確保の促進等に関する法律 (平成11年法律第81号) <u>第5条第1項に規定する住宅性能評価書 (設計された住宅</u>)に限る。) の写しが提出された場合の審査に限る。)	<u>次に掲げる額</u>
	ア 一戸建ての住宅 (ア) <u>新築の場合</u> (イ) <u>増築又は改築の場合</u>	<u>1件につき 8,000円</u> <u>1件につき 13,000円</u>		ア 一戸建ての住宅の場合 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>	<u>1件につき 23,000円</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>
	イ 床面積の合計 (申請に係る住戸を含む1の建築物の床面積の合計をいう。63の項において同じ) が500平方メートル以内の共同住宅等 (共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。63の項において同じ。)			イ 床面積の合計 が500平方メートル以内の共同住宅等の場合	<u>1件につき 72,000円 (当該共同住宅等に係る長期優良住宅建築等計画の認定について同時に複数の住戸の申請がされた場合のそれぞれの申請に係る手数料は、72,000円を当該住戸の合計数で除して得た額。た</u>

					同時に複数の住戸の申請がされた場合のそれぞれの申請に係る手数料は、194,000円を当該住戸の合計数で除して得た額。ただし、その額に100円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とする。)
64	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（同法第6条第2項の規定による審査の申出を伴う審査に限る。）</p> <p>ア イ以外の場合</p> <p>イ 建築基準法第6条の3第1項又は第18条第4項の規定に基づく建築物に関する計画の構造計算適合性判定（以下「構造計算適合性判定」という。）の実施の申出を伴う場合</p>	<p>62の項又は63の項に定める額に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に定める額を加算した額</p> <p>62の項又は63の項に定める額に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に定める額を加算した額に、次に定める額を更に加算した額</p> <p>(1) (2)以外のもの 174,600円</p> <p>(2) 構造計算が建築基準法第20条第1項第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受</p>	64	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（同法第6条第2項の規定による審査の申出を伴う審査に限る。）</p> <p>ア イ以外の場合</p> <p>イ 建築基準法第6条の3第1項又は第18条第4項の規定に基づく建築物に関する計画の構造計算適合性判定（以下「構造計算適合性判定」という。）の実施の申出を伴う場合</p>	<p><u>次に掲げる額</u></p> <p><u>61の項</u>、62の項又は63の項に定める額に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に定める額を加算した額</p> <p><u>61の項</u>、<u>62の項</u>又は63の項に定める額に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に定める額を加算した額に、次に定める額を更に加算した額</p> <p>(1) (2)以外のもの 174,600円</p> <p>(2) 構造計算が建築基準法第20条第1項第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受</p>

		けたプログラムにより行われるもの 120,700円			けたプログラムにより行われるもの 120,700円
65	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（66の項に規定する審査を除く。）	62の項又は63の項に定める額に2分の1を乗じて得た額	65	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（66の項に規定する審査を除く。）	<u>61の項</u> 、62の項又は63の項に定める額に2分の1を乗じて得た額
66	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（同条第2項で準用する同法第6条第2項の規定による審査の申出を伴う審査に限る。） ア イ以外の場合 イ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合	62の項又は63の項に定める額に2分の1を乗じて得た額に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に定める額を加算した額 62の項又は63の項に定める額に2分の1を乗じて得た額に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に定める額を加算した額に、次に定める額を更に加算した額 (1) (2)以外のもの 174,600円 (2) 構造計算が建築基準法第	66	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（同条第2項で準用する同法第6条第2項の規定による審査の申出を伴う審査に限る。） ア イ以外の場合 イ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合	<u>次に掲げる額</u> <u>61の項</u> 、62の項又は63の項に定める額に2分の1を乗じて得た額に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に定める額を加算した額 <u>61の項</u> 、62の項又は63の項に定める額に2分の1を乗じて得た額に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に定める額を加算した額に、次に定める額を更に加算した額 (1) (2)以外のもの 174,600円 (2) 構造計算が建築基準法第

		20条第1項第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより行われるもの 120,700円			20条第1項第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより行われるもの 120,700円
67	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項及び第3項の規定に基づく譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	1件につき 2,200円	67	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項 の規定に基づく譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	1件につき 2,200円
68～87 (略)			68～87 (略)		